

別表第1(第15条関係)

一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境					水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活 動の場		廃棄物等	温室効果ガス 等	文化財	地域交通	
		大気質			騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素					重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○															○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○															○		○
	切土工等又は既存の工作物の除去								○					○	○	○				○			
	工事施工ヤードの設置									○				○	○	○						○	
	工事用道路等の設置									○										○			
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は掘削式若しくはトンネル式)(土地の改変)							○		○			○									○	
	道路の存在(高架式)(土地の改変)							○					○										○
	自動車の走行	○	○		○	○	○																

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。工 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性的の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」には、学術上若しくは希少性的の観点から重要な生育地又は地域の象徴であることとの理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡・名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路・幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第2(第15条関係)

森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境		水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		水象	水質	地下水	地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
		窒素酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○											○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○											○		○
	造成等工事による一時的な影響				○			○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び道路の存在(土地の改变)			○		○	○	○	○	○	○	○		○		
	自動車の走行	○						○								

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業(森林地域)における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第3(第15条関係)
ダムの新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																				
		大気環境				水環境					土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財																			
影響要因の区分		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質					地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財																		
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の渦り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財																		
工事の実施	ダムの堤体の工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
	原石の採取の工事																																						
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																																						
	建設発生土の処理の工事																																						
	道路の付替の工事																																						
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在																																						
	原石山の跡地の存在																																						
	道路の存在																																						
	建設発生土処理場の跡地の存在																																						
	ダムの供用及び貯水池の存在												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。イ ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。

ウ 骨材ブランチ、コンクリート製造設備、運搬設備及び雨水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。エ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。

オ 既存の道路の機能を確保するために必要な道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。イ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の通行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第4(第15条関係)
堰(せき)の新築又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境							土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	
		大気質		騒音	振動	水象	水質			底質	地下水	地形及び地質					人と自然との触れ合いの活動の場				
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の渦り	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	水底の泥土	水位	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	堰(せき)の工事	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	
	護岸の工事																				
	掘削の工事																				
土地又は工作物の存在及び供用	堰(せき)及び護岸の存在												○	○	○	○	○	○	○	○	○
	堰(せき)の供用及び湛水域の存在					○		○	○	○	○	○									

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する堰事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。
 - 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「浚渫の工事」を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である堰、護岸等の施設及び湛水域が存在する。イ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学术上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性的の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第5(第15条関係)
放水路の新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水の水質及び水位		地形及び地質									
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	地下水の塩素イオン濃度	地下水の水位	重要な地形及び地質	地下水の水位の低下による地盤沈下	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	洪水を分流させる施設の工事	○	○	○	○							○	○	○		○	○	○	
	掘削の工事																		
	堤防の工事																		
土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。

ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。イ 当該放水路を洪水調整の用に供する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第6(第15条関係)
鉄道の建設又は改良の事業に係る参考項目

別表第7(第15条関係)

軌道の建設又は改良の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通	
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質										
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
	切土工等又は既存の工作物の除去						○				○	○	○			○			
土地又は工作物の存在及び供用	軌道の施設(地表式又は掘削式若しくはトンネル式)の存在(土地の改變)					○		○											
	軌道の施設(嵩上式)の存在(土地の改變)					○				○	○	○	○	○				○	
	車両の走行(地下を走行する場合を除く。)				○														
	車両の走行(地下を走行する場合に限る。)					○													

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 軌道の施設の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式若しくはトンネル式である。イ 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。工必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行する。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な植生及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることの他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における開通車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第8(第15条関係)
飛行場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通		
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質		地下水											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		○					○			○	○	○	○		○					
	建設機械の稼働	○		○	○												○				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の進行	○	○	○	○												○		○		
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在(土地の変更)					○			○		○	○	○	○	○	○		○			
	航空機の運航	○		○		○															
	飛行場の施設の供用	○						○													

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における開通車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第9(第15条関係)

水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
		大気環境			水環境							土壌に係る環境その他の環境 地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通							
		大気質		騒音	振動	水象	水質																					
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	溶存酸素量	水素イオン濃度	水温																
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○	○													○	○	○	○							
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○	○								
	造成等の施工による一時的な影響						○		○				○	○	○			○										
土地又は工作物の存在及び供用	地形改變及び施設の存在					○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	貯水池の存在						○	○	○	○	○	○																
	河水の取水						○																					

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - 建設機械として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。△造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路の開闢工事を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法律に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第10(第15条関係)

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人や自然との豊かな触れ合いの確実を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財		地域交通						
		大気環境						水環境						土壤に係る環境その他の環境		動物		植物		生息系	景観	人や自然との豊かな触れ合いの活動の場	産業物等		温室効果ガス等		
		大気質			騒音	振動	水象	水質			底質	地形及び地質	土壤														
影響要因の区分		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	流向及び流速	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	重要な地形及び地質	土壤汚染	海域に生息する動植物	海域に生息する動植物	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	工事用資材等の搬入		○			○	○	○													○		○		○		
	建設機械の稼働		○			○	○	○																○			
	造成等の施工による一時的な影響																						○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在						○																		○		
	施設の稼働	排ガス		○	○	○											○		○	○	○	○	○	○			
		排水															○	○							○		
		温排水																									
		機械等の稼働					○	○	○																		
	資材等の搬入						○			○	○	○											○				
	廃棄物の発生																						○				

別表第11(第15条関係)
地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境				動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等		文化財	地域交通
		大気質			水象	水質		その他	地形及び地質	地盤	廃棄物等											
		硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	地盤変動	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物	建設工事に伴う副産物	温室効果ガス	文化財	交通混雑	
工事の実施	工事用資材等の搬出入		○	○											○			○	○	○		
	造成等の施工による一時的な影響						○				○	○	○			○	○					
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○			○		○	○	○	○	○					○		
	施設の稼働	地熱流体の採取及び热水の還元							○		○											
			○																			
	排水								○													
							○															
	廃棄物の発生															○						

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である地熱発電所が存在する。
 - 地熱流体の採取及び热水の還元には、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と热水に分離して、蒸気を利用し還元井にて热水を地下深度へ還元する。ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
 - 排水は、復水器冷却系統からの排水を公共用水域に排出する。オ 発電設備から産業廃棄物が発生する。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第12(第15条関係)
風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等		文化財	地域交通		
影響要因の区分		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	底質						廃棄物等		温室効果ガス等					
窒素酸化物		粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地(海域に生息するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬入	○	○	○	○						○	○				○			○	○	○	
	建設機械の稼働	○	○	○	○		○	○											○	○		
	造成等の施工による一時的な影響						○						○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○			○		○	○	○	○	○	○	○			○		
	施設の稼働		○		○					○												

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 工事用資材等の搬入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、木材の搬出を行う。
 - 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む)を行う。なお、海域に設置される場合は、いんせつ工事を含む。
 - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である風力発電所が存在する。イ 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の通行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又是希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(ジャードーフリッカーカー)をいう。
 - この表において「注目すべき生息地及び注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財保護法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第13(第15条関係)

太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境		土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通	
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質	地盤	その他					廃棄物等					
		粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の滴り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○										○			○	○	
	建設機械の稼働	○	○	○													○		
	造成等の施工による一時的な影響					○				○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
	施設の稼働		○																

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する太陽電池発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。
 - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である太陽電池発電所が存在する。
 - 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第14(第15条関係)

環境要素の区分 影響要因の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全及び創出を目指して調査、予測及び評価されるべき環境要素						人と自然との協調共生のための保全及び評価を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						一般現地中の生物等の調査、予測及び評価の結果について調査、予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全等について調査、予測及び評価されるべき環境要素			交通混雑の緩和について調査、予測及び評価されるべき環境要素		
			大気環境				水環境								土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との協調共生のための活動の場	廃棄物等	温室内効ガス等	放射線の量	文化財	地域交通										
			大気質		騒音	振動	悪臭	水象	水質				底質	地下水		地形及び地質	土壌																			
			窒素酸化物	硫黄酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	流量、流向等	水の汚れ	水の通り	富栄養化	有害物質	有害物質	流量、流向等	水質	重要な地形及び地質	土壌汚染	重要な種及び群集及び群落及び生息地	重要な種及び群落及び生息地	地帯を特徴づける生態系	主要な観察点及び主要な資源	主要な人と自然との協調共生のための活動の場	建設工事に伴う副産物	メタン	二酸化炭素	放射線の量	文化財	交通混雑							
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立	○		○	○	○																			○										
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立	○	○	○	○																				○										
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○																			○			○								
	造塁等の施工	陸上埋立								○					○		○			○	○															
	護岸等の施工	水面埋立								○							○			○	○															
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在(土地の変更)	陸上埋立							○	○						○		○	○	○	○							○								
		水面埋立							○	○						○		○	○	○	○							○								
	埋立・覆土用機械の稼働	陸上埋立			○	○	○											○										○	○							
		水面埋立			○	○																						○	○							
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立				○	○																													
		水面埋立				○																														
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○																			○	○									
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立	○	○	○																					○										
	廃棄物の存在・分解							○										○	○								○									
浸出液処理水の排出																																				

備考

1.印は、各種に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度放出・流出するおそれがある場合に適用する。

2.この表における影響要因の区分は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1)最終処分場の運営(廃棄物の最終処分場又は廃棄物の管理型最終処分場)。

(2)立地の形状(陸上埋立又は水面埋立)。

(3)工事の実施(作業の内容)

陸上埋立においては、作業の実施として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は工事主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。

イネモリ工事においては、作業を実施用意、地盤改良、水槽への砂打ち及び水槽への投入を行い、護岸施設を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

(4)土地又は工作物の存在及び供用

ア工事の完了後、当事者の目的である最終処分場等の作業として、擁壁その他の耐候構造物、地下水集排水装置、雨水集排水装置、保有水集排水装置、保有水集排水装置、済水工、雨水集排水装置、済水工、雨水集排水装置、済水工及び済水装置その他の主要施設及び済水装置、モニタリング装置、管理機、管理道路、輸入道路、ごみ飛散防止装置、防災装置その他の耐候設備が存在する。

イ埋立を行なう施設地は、分離性有機物(プラスチックを除く)を含む。

ウ排水は、済水装置及び済水装置で利用し、併せて公用水栓で排出する。

エ上陸空においては、運びを行う便乗物を道路を経由して搬入し、運び供用時は即日覆土を行う。

オ水管理においては、埋立を行なう便乗物を道路を経由し、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

3.この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存続並びに廃棄物の埋立ての形態にすること及び最終処分場の持続管理に関することをいう。

4.この表において「粉じん等」には、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

5.この表において「水質の有機物質」とは、人の健康の保護に対する観点から環境基準が定められている物質をいう。

6.この表において「重要な地點及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群集」は、それぞれ字形上は希少性の観点から車両である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

7.この表において「注目すべき生息地」とは、注目すべき生息地から車両である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

8.この表において「主要な観察点」とは、不特定かつ多数の者が利用している観察點を統括する観察点をいう。

9.この表において「重要な観察点」とは、主要な観察点から車両である観察される観察点をいう。

10.この表において「重要な地點及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群集」は、それぞれ字形上は希少性の観点から車両である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

11.この表において「重要な地點及び地質」は、空間的距離等によって把握されるものといふ。

12.この表において「文化財」とは、文化財開港法令による有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物及び埋蔵文化財をいう。

13.この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における渋滞や車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第15(第15条関係)

ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境						水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	廃棄物等		放射線の量	文化財	地域交通					
影響要因の区分		大気質			騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質	土壤	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地		重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の済り	有害物質	重要な地帯及び地質	土壤汚染	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
工事の実施	建設機械の稼働			○		○		○	○																	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○		○		○	○													○		○		
	造成工事及び施設の設置工事										○									○						
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变後の土地及び施設の存在											○		○	○	○	○	○	○					○		
	施設の稼働	排出ガス		○	○	○	○		○														○	○*		
		排水								○		○												○*		
		機械等の稼働						○	○																	
	廃棄物の搬入搬出			○		○		○	○														○*	○		
	廃棄物の発生																			○			○*			

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2 この表における影響要因の区分は、次に掲げる特性を有するごみ焼却施設等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び施設の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 施設の稼働に伴い、ガスが排出される。

ウ 排水処理装置で処理した後に公用水域に排出する。エ 車両による廃棄物の搬入搬出を行う。

オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性的の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上もしくは希少性的の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多數の者が利用している景観資源を展望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関係法令に定める有形文化財(建築物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における開通車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第16(第15条関係)

し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境				水環境				土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通			
	大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地下水							廃棄物等							
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物		建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													○				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○			○	
	造成工事及び処理施設の設置工事						○				○	○	○				○					
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在									○										○		
	施設の稼働			○	○	○	○		○	○	○	○	○						○*			
	し尿等の搬出入	○	○	○	○																○	
	廃棄物の発生																○					

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、燃焼工程がある場合に排ガスを対象に適用する。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するし尿処理施設事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的であるし尿処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。

ウ 車両によるし尿等の搬出入を行う。

エ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第17(第15条関係)

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考項目

別表第18(第15条関係)
土地区画整理事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通			
		大気質		騒音	振動	水象	水質														
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○		
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の変更)					○			○	○	○	○	○	○	○			○			
	構造物の存在							○								○	○				
	自動車の走行	○		○	○												○		○		

別表第19(第15条関係)
新住宅市街地開発事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通		
		大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水												
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○	
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○			○	○	○	○	○	○	○				○		
	構造物の存在						○									○	○				
	自動車の走行	○		○	○													○		○	

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新住宅市街地開発事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

- (1) 工事の実施に関する内容
ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。
ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
ア 工事の完了後、敷地が道路、公園、緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業、業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。

- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
6 この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の健全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。
7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第20(第15条関係)
工業団地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境					水環境					土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等		文化財	地域交通	
		大気質			騒音	振動	水象	水質		地下水		地形及び地質							廃棄物等		温室効果ガス等				
		硫黄化合物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水							○		○															
	造成工事及び工作物の設置工事														○	○	○						○		
	建設機械の稼働	○		○	○	○																	○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○																	○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の変更)						○			○			○	○	○	○	○	○							○
	構造物の存在																		○	○					
	工場の稼働	○	○	○		○	○	○				○								○		○		○	
	資材等の搬出入		○			○	○															○		○	○

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場、研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供される。イ 車両による資材等の搬出入がある。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11 この表において「交通混雑」とは、地図の生産道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第 21(第 15 条関係)
新都市基盤整備事業に係る参考項目

別表第 22 (第 15 条関係)
流通業務団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通			
影響要因の区分		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑			
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の渦り	水位、流向等	重要な地形及び地質	○	○	○	○	○	○	○				
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○			○					
	建設機械の稼働	○	○	○	○												○				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○											○		○			
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改变)				○			○	○	○	○	○	○	○	○		○				
	構造物の存在					○									○	○					
	資材等の搬出入	○		○	○											○		○			

別表第23(第15条関係)
住宅団地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境					土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通		
		大気質		騒音	振動	水象	水質															
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域に特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	雨水の排水					○		○														
	造成工事及び工作物の設置工事												○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の通行	○	○	○	○														○		○	
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の変更)					○					○	○	○	○	○	○	○			○		
	構造物の存在						○		○								○	○				
	自動車の走行	○		○	○														○		○	

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を稼働し、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、敷地が道路・公園・緑地・調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供される。イ 当該敷地内で、車両の走行がある。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における閑連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第24(第15条関係)
農用地の造成の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水象	水質	地下水		地形及び地質									
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	造成工事及び工作物の設置工事						○				○	○	○			○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○												○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○		○
土地又は工作物の存在及び供用	農用地の存在(土地の変改)					○		○		○	○	○	○	○	○			○	
	農用地の使用								○										

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である農用地が存在し、かつ、当該土地が農業の用に供される。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上には希少性の觀点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の觀点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることの他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第25(第15条関係)

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分		大気環境				水環境				土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通	
		大気質				水象	水質			地下水											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	雨水の排水					○		○													
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○				○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○	
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び工作物の存在					○				○	○	○	○	○	○	○			○		
	施設の利用						○		○												
	自動車の走行	○		○	○													○		○	

別表第26(第15条関係)
ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境				水環境				土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	地域交通				
	大気質		騒音	振動	水象	水質		地下水															
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑			
工事の実施	雨水の排水					○		○															
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○				○						
	建設機械の稼働	○	○	○	○													○					
	資材及び機械の運搬に用いる車両の通行	○	○	○	○												○		○				
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び工作物の存在					○			○		○	○	○	○	○			○					
	施設の利用						○		○														
	自動車の走行	○		○	○												○		○				

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 土地の完了後、当該事業の目的であるゴルフ場の施設が存在し、かつ、当該施設がゴルフの用に供される。イ 施設利用時に車両の乗り入れがある。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の觀点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の觀点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることの理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される樹木等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における閑電車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第27(第15条関係)

下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境				水環境			土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	水質			地形及び地質											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													○		○
	造成工事及び処理施設の設置工事							○			○	○	○				○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び施設の存在									○	○	○	○	○					○	
	施設の稼働			○	○	○	○	○												
	廃棄物の発生															○				

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 工事の完了後、当該事業の目的である下水道終末処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排出する。
 - ウ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第28(第15条関係)
工場等の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境					水環境				土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通		
		大気質			騒音	振動	悪臭	水質		地下水		地形及び地質												
影響要因の区分		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主なる眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○														○				
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○														○		○		
	造成工事及び工作物の建設								○				○	○	○					○				
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在								○				○	○	○	○	○	○				○		
	工場等の稼働	○	○	○		○	○	○	○		○		○								○			
	資材等の搬出入		○			○	○													○		○		
	廃棄物の発生																		○					

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、新たに当該事業の目的である工場等の施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。イ 施設の稼働に伴い、ガスが排出される。

ウ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。工事箇間に、資材等の搬出入を行。

オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性的な観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び樹木等の緑地等の総量を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における開通車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第29(第15条関係)
豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境								人と自然との豊かな触れ合いの活動の場		廃棄物等		温室効果ガス等		文化財	地域交通
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質				地下水	地形及び地質									
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	水質	重要な地形及び地質										
工事の実施	造成工事及び工作物の設置工事						○				○	○	○					○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○														○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の通行	○	○	○	○														○		○
土地又は工作物の存在及び供用	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)										○	○	○	○	○						○
	畜舎の供用					○	○	○	○	○							○		○		

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する豚房施設の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である豚房施設が存在し、かつ、当該施設が畜産農業の用に供される。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性的の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上重くは希少性的の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることの他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」は、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第30(第15条関係)

岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境			土壤に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通	
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水												
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いで活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													○			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																	○		○	
	造成等の施工							○			○	○	○				○				
土地又は工作物の存在及び供用	岩石等の採取場の存在(土地の改变)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
	プラント及び重機の稼働	○	○	○	○			○								○					
	岩石等の搬出	○	○	○	○																

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する岩石等の採取の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である岩石等の採取場が存在し、かつ、当該採取場が稼働し、岩石等の採取の用に供される。イ 車両により、岩石等の搬出を行う。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いで活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いで活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における関連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第31(第15条関係)

建築物の高さが100メートル以上であって、延べ面積が50,000平方メートル以上である建築物の新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		交通混雑の緩和を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境					動物	植物	生態系	緑	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	地域交通	
影響要因の区分	大気質		騒音	振動	水質	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素			重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	緑の量及び緑の質	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財	交通混雑	
	室素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	電波障害	風害												
工事の実施	雨水排水				○	○																	
	造成工事及び工作物の設置工事												○	○	○					○			
	建設機械の稼働	○	○	○	○																○		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○															○		○	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变後の土地及び工作物の存在				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	施設の利用																		○				
	自動車の走行	○		○	○															○		○	

備考

1 ○印は、各側に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する大規模建築物の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。イ 雨水等の排水を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地に当該事業の目的である大規模建築物が存在し、かつ、当該施設が利用される。イ 施設利用時に車両の乗り入れがある。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行は建設機械の稼働による粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「緑の量及び緑の質」とは、対象事業の実施に伴い創出される植栽等の新たな緑化及び既存の緑地等の保全を含む、地域における緑の総量及びその質をいう。

7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

11 この表において「交通混雑」とは、地域の生活道路、幹線道路等における閑連車両の集中による自動車等の交通混雑をいう。

別表第32(第15条関係)
その他の造成事業に係る参考項目

別表第33(第15条関係)

港湾計画に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全及び創出を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境		土壌に係る環境 その他の環境	動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質					生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財
		窒素酸化物	騒音	振動	流向、流速	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財
主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用	主要な水域施設の存在							○	○	○	○	○			
	主要な外郭施設の存在							○	○	○	○	○		○	○
	埋立地の存在													○	
	主要な水域施設又は係留施設の供用	○													
	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用														
	主要な臨港交通施設の供用		○	○											

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえ区分したものである。
 - 主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用に関する内容ア 係留施設を設置する。
イ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置する。ウ 必要に応じて、埋立てを行う。
 - 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用する。
 - 供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨海交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用される。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。